

「島根県児童養護施設等従事者に対する応援協力金」申請の手引き

島根県健康福祉部青少年家庭課

1. 応援協力金の目的

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言や学校臨時休業中においても、感染拡大防止に最大限配慮しながら代替養育を通じて、家族と生活できない児童等の生活・自立支援及びDVによる母子支援等を24時間継続して行なわれた児童養護施設等の職員に対し、業務に従事した心身の負担に対する慰労を目的として交付するものです。

2. 交付対象者の要件

「①対象施設等」において、「②対象期間」中に「③5日以上業務に従事」し、「④施設等利用者との接触」がある者で、「⑤令和2年4月1日以降も在籍」している従業者等（常勤・非常勤を問わない、ただし嘱託医を除く）

(1) 要件等

①対象施設等

- ・児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、母子生活支援施設

②対象期間

- ・令和2年3月2日～令和2年5月25日

③5日以上業務に従事

- ・年次有給休暇や育児休業など、実質的に勤務していない場合は、勤務日として扱いません。
- ・1日あたりの勤務時間は問いません。
- ・宿直勤務は、1日としてカウントします。

④施設等利用者との接触

- ・身体的接触だけでなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。
- ・ただし、利用者がいる建物から離れた場所で勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全くない場合は対象外とします。

⑤令和2年4月1日以降も在籍

- ・対象期間中、少なくとも令和2年4月1日以降に在籍している必要があります。令和2年3月31日で退職等した場合は対象外とします。
- ・上記を満たす場合でも、交付申請時点で対象施設に在籍していない場合は、「5.（3）交付申請時点で対象施設を退職等している場合」を参照してください。

※常勤・非常勤を問わない、ただし嘱託医は除く

- ・上記①～⑤を満たせば、常勤・非常勤の別は問いません。ただし、嘱託医については、厚生労働省事業である「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（医療分）」を受給していますので対象外とします。

<留意事項>

- ・上記①～⑤を満たせば、派遣労働者、業務受託者の労働者として対象施設に勤務する従業者についても交付対象者になります。
- ・同様に、対象施設の調理員、事務職員等についても対象となります。
- ・ただし、対象施設と直接契約関係のない業者やボランティア等は対象外とします。

(2) 他応援協力金（慰労金）との重複

- ・厚生労働省事業である「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（医療分、介護分、障がい分）」や、島根県が別途事業化している「保育所・放課後児童クラブ等従事者に対する応援協力金」を受給される方は、本応援協力金の対象とはなりません。

3. 支給金額

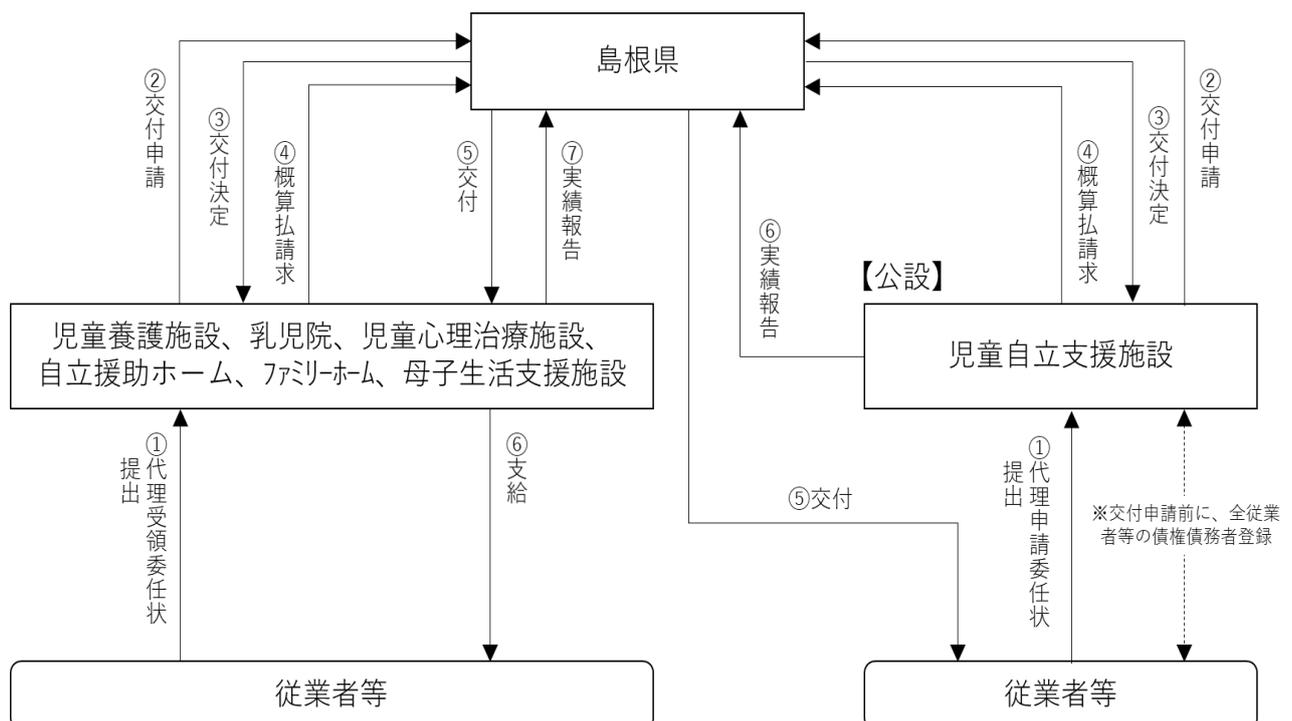
- ・1人につき50,000円です。

4. 事務費等（施設等に限る）

- ・支給対象者への応援協力金支給に必要な次の経費を補助します。
 - ①施設等が交付対象者に対して応援協力金を支給するための振込手数料
 - ②施設等が交付対象者に対して制度の周知、説明等を行うため必要となる経費
 - ③施設等において交付対象者への支給事務のため必要となる通信費、消耗品等購入費、賃借料等
 - ④その他知事が必要と認める経費

5. 申請手続き等

- 申請については、原則として施設等を通じて行いますが、交付は施設等種別によって方法が異なります。



(1) 民施設等の場合

■施設等は、従業者等の中から交付対象者の特定を行います。この際、退職者等も含めて確認します。

■施設等は、「代理受領委任状（様式第2号）」の「法人名（施設名）・代表者職・氏名」欄を書き換え、交付対象者へ配布します。

①施設等は、支給対象となる従事者等から「代理受領委任状（様式第2号）」を集約します。

②施設等は、③を添えて島根県知事あて「交付申請（様式第1号）」を行います。

③島根県（青少年家庭課）は、申請内容を審査し、施設等あて交付決定通知を行います。

④施設等は、交付決定通知後、島根県知事あて「概算払い請求（様式第5号）」を行います。

⑤島根県（青少年家庭課）は、請求内容を審査し、応援協力金等の交付を行います。

⑥施設等は、島根県からの振込後遅滞なく、従業者等へ応援協力金を支給します。

⑦施設等は、⑦の支給完了後、島根県知事あて「実績報告（様式第7号）」を行います。

様式第2号（第7条第2項関係）

代理受領委任状

令和 年 月 日

島根県知事様

委任者 住 所 〒 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____ () _____

私は、(法人名（施設名）・代表者職・氏名)を代理受領者と定め、島根県児童養護施設等従事者に対する応援協力金の請求及び受領に関する権限を委任します。
また、下記の事項について承諾します。

②支給対象者が記入
氏名欄は、署名又は記名押印

①施設等が、自施設等の内容に
修正し、支給対象者へ配布

※公施設等の代理申請委任状も同じ

(2) 公施設等の場合

■施設等は、従業者等の中から交付対象者の特定を行います。この際、退職者等も含めて確認します。

■施設等は、「代理申請委任状（様式第3号）」の「法人名（施設名）・代表者職・氏名」欄を書き換え、交付対象者へ配布します。

①施設等は、交付対象となる従事者等から「代理申請委任状（様式第3号）」を集約するとともに、島根県財務会計システムにより従業者等の債権債務者登録を行います。

②施設等は、①を添えて島根県知事あて「交付申請（様式第1号）」を行います。

③島根県（青少年家庭課）は、申請内容を審査し、施設等あて交付決定通知を行います。

④施設等は、交付決定通知後、島根県知事あて「概算払い請求（様式第5号）」を行います。

⑤島根県（青少年家庭課）は、請求内容を審査し、交付対象者へ直接、応援協力金等の交付を行います。

⑥施設等は、⑤の支給完了後、島根県知事あて「実績報告（様式第7号）」を行います。

(3) 交付申請時点で対象施設を退職等している場合

・退職者等についても、要件を満たす場合には交付対象となります。

- ・退職者等に係る申請等についても、原則として、施設等から該当者に連絡いただき、施設等を通じて申請、支給を行います。
- ・ただし、施設等が退職等後の連絡先を把握できない場合等は、該当者が直接、島根県知事あて申請し、県が直接交付することになります。その場合でも、対象期間中の施設等において、当該退職者等の勤務証明を行う必要があります。

5. 県への申請

(1) 申請受付期間

- ・令和2年12月23日（水）までに申請をしてください。

(2) 提出書類

①民設施設等の場合

- ・島根県児童養護施設等従事者に対する応援協力金交付申請書（様式第1号）
- ・（別紙）応援協力金対象者一覧（民設用）
- ・代理受領委任状（様式第2号）

②公設施設等の場合

- ・島根県児童養護施設等従事者に対する応援協力金交付申請書（様式第1号）
- ・（別紙）応援協力金対象者一覧（公設用）
- ・代理申請委任状（様式第3号）

(3) 申請方法及び提出先

- ・郵送及び電子データでの提出をお願いします。

<提出先／照会先>

〒690-8501 松江市殿町1番地

島根県健康福祉部青少年家庭課児童福祉グループ／電話：0852-22-6268

<電子データの送付先>

E-mail: seisyoun@pref.shimane.lg.jp

6. 従事者等への支給（民設施設に限る）

(1) 支給

- ・県から施設等口座に応援協力金が振り込まれた後、交付対象者に対し、速やかに応援協力金を支給してください。

(2) 留意事項

- ・支給は一括でお願いします。分割による支給は不可とします。
- ・本応援協力金は非課税所得に該当するため、給与等とは別に振り込み、また源泉徴収はしないでください。
- ・現金での支給も可能ですが、その際は「現金受領簿」等を作成し、支払記録を確実に残してください。
- ・受託事業者の労働者個人への支給についても、応援協力金を請求した施設等から支給してください。
- ・施設等は、従事者等への支払記録について、応援協力金を支給したことを証するものとして、適切に保管してください。
- ・当該支払記録等については、施設等指導監査時に確認する予定としています。